

## クリチバ市における追加対策措置（新型コロナウイルス）

2020年6月10日

### 【ポイント】

クリチバ市は毎週金曜日に同市における新型コロナウイルスの感染状況等に応じた警報を発出する旨発表しました。同警報レベルに応じ、各経済活動への制限措置が講じられます。

### 【本文】

1 9日、クリチバ市は新型コロナウイルスの感染状況や医療機関における患者の受入れ状況などに応じた警報を毎週金曜日に発出し、同警報レベルに応じて経済活動や教育機関等の活動に対して制限措置を講じる旨、発表しました。それぞれのレベルに応じた制限措置は警報が発出された翌週月曜日から適用されるとのことです。

2 同警報レベルは以下の3つに分けられています。

(1) 警報レベル1「Amarela (黄)」(Nivel 1, Alerta「警戒」)

一般経済活動の実施は可能ですが、新型コロナウイルスの感染拡大を予防するために定められた必要措置を講じることが求められます。学校等の教育機関の活動は原則不可となります。

(2) 警報レベル2「Laranja (オレンジ)」(Nivel 2, Risco Medio「中リスク」)

一部商業施設等(ショッピングセンター、スポーツジム、公園、宗教施設など)については営業停止となります。その他の経済活動についても、営業停止することが推奨されています

(Recomendavel Suspensao)。

(3) 警報レベル3「Vermelha (赤)」(Nivel 3, Risco Alto「高リスク」)

必要不可欠と定められている業種・職種(スーパーマーケット、ガソリンスタンド、薬局、医療機関、治安関係機関、物流、食料品製造業、公共インフラ業など)以外の活動が不可となります。

3 なお、クリチバ市保健局によれば、6月9日時点での警報レベルは「レベル1(黄色)」としています。引き続き関連情報を収集し、感染予防に努めてください。

(問い合わせ先)

在クリチバ日本国総領事館

—電話：41-3322-4919

—e-mail：setorconsular@c1.mofa.go.jp

在ポルトアレグレ領事事務所

—電話：51-3334-1299

—e-mail：cjpoa@c1.mofa.go.jp